

ニーズ提出団体 御中

御提出いただいた改正著作権法第 47 条の 5 第 1 項第 3 号に基づく
政令のニーズに関する取扱いについて

平成 30 年 11 月 14 日
文化庁著作権課

改正著作権法第 47 条の 5 第 1 項第 3 号に基づく政令のニーズについて御提出をいただき、ありがとうございました。

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）におけるニーズのヒアリングを経て、小委員会の委員間で政令の取扱いについて御議論いただいた結果、下記のとおりとなりましたので、お知らせします。

記

1. 政令の取扱いについて

今回提出された計 22 件のニーズについては、全てが、以下のいずれかの理由に該当することから、これらのニーズをもとに政令の制定に向けた検討は行わないこと。

- ① 政令では、改正著作権法第 47 条の 5 第 1 項第 1 号（所在検索サービス）及び第 2 号（情報解析サービス）に該当しない行為（サービス）を規定するものであるところ、提出されたニーズは同項第 1 号又は第 2 号に該当し得るものであり、別途政令を制定するに足る必要性が認められない。

（※）当然のことながら、同項が適用されるためには、同項柱書に規定する他の要件（当該行為の目的上必要と認められる限度か否か、当該行為に付随して著作物を利用するものであるか否か、軽微な利用であるか否か、権利者の利益を不当に害するものであるか否か等）を充足することが必要となる。

- ② 「各号に掲げる行為に付随して著作物を利用すること」との要件に適合しないことが明らかであるか、当該要件に適合しない疑いが相当程度存在する。

2. 今後の小委員会における対応について

上記 1. のとおり、政令の制定は困難である一方で、一部のニーズについては、委員から、現行著作権法の規定（第 30 条の 2，第 30 条の 4 等）の適用可能性やその改正等の立法的対応等に関する御意見もあったことから、今後、当課において改めて整理を行った上で、順次小委員会で検討を行うことを予定しており、その際には、関係する団体に御相談をさせていただきたいこと。

3. 今後の政令のニーズ募集について

政令のニーズ募集は、一定の期間を置いて改めて実施することを予定しており、今回提出されたものと別のニーズが出てきた場合には、その際に提出を検討させていただきたいこと。